該当法令	
法56条の2 条例第4条の4	日影規制の対象となる建築物がある敷地に、日影規制の対象とならない高 さの建築物を別棟で増築する場合、日影図は必要ですか?
敷地内に日影規制の対象	泉となる高さの建築物がある場合は、日影図を添付する必要があります。
・日影図は、敷地内の全でい高さの建築物の日影も即	ての建築物から発生する日影を表したものなので、日影規制の対象とならな 月示する必要があります。
・日影算定時の平均地盤面	面を求める際は、敷地内の全ての建築物の周長及び地盤面より求めます。